

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	270,000千円 H26.3.31まで	H25.12.16 アンタナ ナリボ(マ ダガスカ ル)で (同日)	日本側 細谷龍平在コモロ 大使 (マダガスカルにて 兼轄) コモロ側 カービ・エリヤ スクリット・モハメッド在 マダガスカル コモロ大 使	H26.1.6 2号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。